

民生委員・児童委員になりませんか？



毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員の役割は？

民生委員・児童委員は、地域の住民の身近な相談相手として、また、地域の専門機関や行政とのつなぎ役として活動しています。

少子・高齢化が進むとともに、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、支え合いの機能が低下しており、最近では、引きこもりや高齢者・児童への虐待、DVなどのほか、8050問題(高齢者の親がひきこもり状態にある子どもの面倒をみている状況)など課題が複雑・複合化していることから、民生委員・児童委員の役割が大変重要となつていきます。

民生委員・児童委員は誰がなれるの？

地域のことをよく知り、福祉活動やボランティア活動に理解と熱意がある人が、市町村からの推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱されます(任期3年・無報酬の非常勤の地方公務員です)。

令和4年12月に一斉改選が予定されています

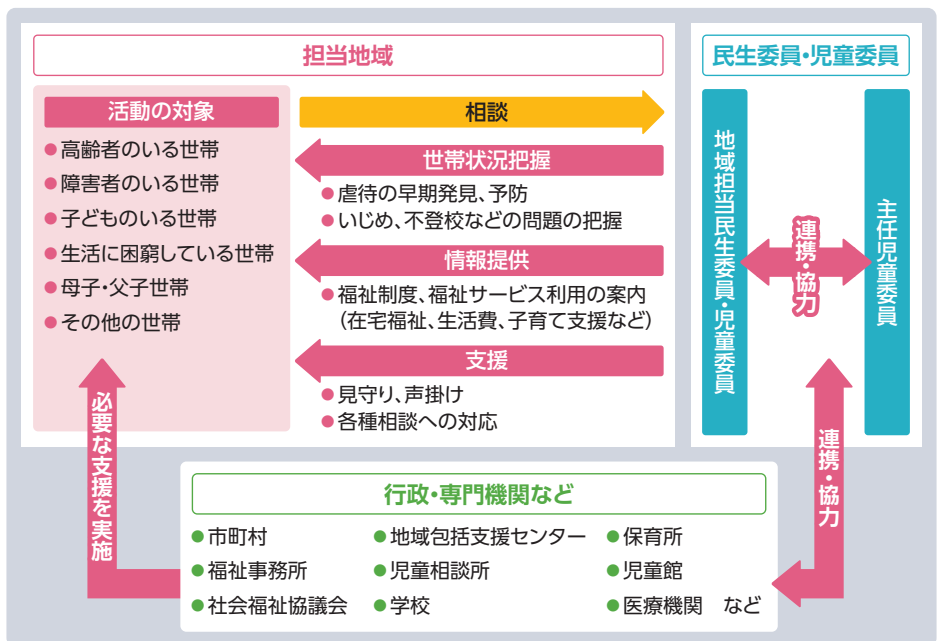
地域福祉の推進に欠かせないこの活動に興味のある方は、各市町村の福祉担当課にお問い合わせください。



民生委員・児童委員の活動風景

3月1日現在、県内で4,510人の民生委員・児童委員が委嘱され地域で活躍していますが、近年は、東日本大震災で被害の大きかった沿岸部などを中心に「なり手不足」の問題が起きています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動イメージ図



民生委員の制度に関するお問い合わせ先

☎ 社会福祉課
0222(211)2516

☎ 子育て社会推進課
0222(211)2528

FAX 0222(211)2591

FAX 0222(211)2594

